

平成 21 年 9 月 11 日
福祉部介護保険課

練馬区被保険者の区外地域密着型サービス事業者の利用について

地域密着型サービス（以下「本サービス」という。）は、原則として、指定地域密着型サービス事業所（以下「事業所」とする。）の所在する区市町村の被保険者のみが利用できるものとされている。（介護保険法第 78 条の 2）

しかし、特例的に区外の地域密着型サービス利用を認める場合があり、その状況は下記のとおりである。

記

1 みなし指定

（介護予防）認知症対応型通所介護事業所および（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所については、練馬区外の事業所であっても、平成 18 年 4 月 1 日の法改正により地域密着型サービスに組み込まれる以前から練馬区被保険者の利用者がいる場合、練馬区長から指定を受けたものとみなされる。

これを「みなし指定」といい、当該利用者に限り継続利用が認められる。

区外みなし指定事業所数・利用者数（平成 21 年 6 月給付実績に基づく状況）
事業所数 27 か所、利用者数 31 名（事業所一覧は別紙 2 のとおり。）

[内訳]	埼玉県内	11 か所、13 名
	東京都内	8 か所、9 名
	茨城県内	4 か所、5 名
	千葉県内	2 か所、2 名
	神奈川県内	2 か所、2 名

2 利用の特例

利用者の特段の事情により、区外の地域密着型サービス事業者を利用せざるをえない時、練馬区長が当該事業所を指定することにより利用を認める場合がある。この特例については、「練馬区地域密着型サービス利用指針」（別紙 1）により条件を定めている。

なお、緊急措置的な指定については、当委員会への指定の協議は事後報告に替えさせていただいている。

区外指定事業所・利用者数（平成 21 年 9 月 11 日現在）

事業所数 50 か所、利用者数 66 名（事業所一覧は別紙 3 のとおり。）

[内訳]	東京都内	20 か所、33 名	神奈川県内	1 か所、1 名
	埼玉県内	19 か所、24 名	長野県内	1 か所、1 名
	群馬県内	3 か所、3 名	福岡県内	1 か所、1 名
	茨城県内	3 か所、2 名		
	千葉県内	2 か所、1 名		